

高千穂町地域防災計画

令和3年3月

高千穂町地域防災計画

目 次

第1編 総 則

第1節	高千穂町防災計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本方針	3
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務または業務の大綱	5
第4節	高千穂町の地勢と災害要因、災害記録	13

第2編 風水害等対策編

第1章 災害特性等

第1節	風水害の概要	16
第2節	災害の想定	18

第2章 風水害予防対策計画

第1節	風水害に強いまちづくり	19
第2節	道路等交通関係施設の整備と管理	24
第3節	ライフライン施設の機能確保	26
第4節	災害発生直前における体制の整備	29
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	32
第6節	活動体制の整備	33
第7節	救急・救助及び消火活動体制の整備	37
第8節	医療救護体制の整備	39
第9節	緊急輸送体制の整備	42
第10節	避難収容体制の整備	44
第11節	備蓄に対する基本的構想	48
第12節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	49
第13節	被災者等への的確な情報伝達体制の整備	51
第14節	要配慮者等安全確保体制の整備	52
第15節	防災関係機関の防災訓練の実施	56
第16節	災害復旧・復興への備え	57

第17節	住民の防災活動の促進	58
第18節	自主防災組織等の育成強化	61
第19節	ボランティアの環境整備	63
第20節	地区防災計画の策定	66
第21節	災害教訓の伝承	66

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害発生直前の対応	67
第2節	活動体制の確立	82
第3節	水防計画	90
第4節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	93
第5節	広域応援活動	114
第6節	救助・救急及び消火活動	124
第7節	医療救護活動	129
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	134
第9節	避難収容活動	143
第10節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	162
第11節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	166
第12節	行方不明者の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	172
第13節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	176
第14節	公共施設等の応急復旧活動	177
第15節	ライフライン施設の応急復旧	179
第16節	被災者等への的確な情報伝達活動	184
第17節	自発的支援の受入れ	186
第18節	災害救助法の適用	190
	〈「災害救助法による救助の程度・方法及び機関」早見表〉	193
第19節	文教対策	196
第20節	農林水産物応急対策計画	201
第21節	雪害対応計画	203

第4章 風水害復旧・復興計画

第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	205
第2節	迅速な現状復旧の進め方	205
第3節	計画的復興の進め方	208

第 4 節 被災者の生活再建等の支援	209
第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	214

第3編 震災対策編

第1章 地震の想定と震災対策

第 1 節 震災対策の基本的考え方	218
第 2 節 宮崎県を取り巻く地震環境	218
第 3 節 想定地震と被害想定	220

第2章 震災予防計画

第 1 節 地域防災構造の強化	229
第 2 節 建築物の安全化	232
第 3 節 地盤災害防止対策の推進	234
第 4 節 河川・治山・砂防施設の整備と管理	236
第 5 節 道路等交通関係施設の整備と管理	237
第 6 節 ライフライン施設の機能確保	237
第 7 節 危険物等施設の安全確保	237
第 8 節 防災基盤・施設等の緊急整備	239
第 9 節 情報の収集・連絡体制の整備	240
第10節 活動体制の整備	240
第11節 救急・救助及び消火活動体制の整備	240
第12節 医療救護体制の整備	240
第13節 緊急輸送体制の整備	240
第14節 避難収容体制の整備	241
第15節 備蓄に対する基本的な考え方	241
第16節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	241
第17節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	241
第18節 要配慮者等安全確保体制の整備	241
第19節 二次災害防止体制の整備	241
第20節 防災訓練の実施	243
第21節 災害復旧・復興への備え	243
第22節 防災知識の普及	243
第23節 自主防災組織等の育成強化	243
第24節 ボランティアの環境整備	243
第25節 地震災害に関する調査及び観測等の推進	244

第3章 震災応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立	246
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	247
第 3 節 広域応援活動	268
第 4 節 救助・救急及び消火活動	268
第 5 節 医療救護活動	269
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	269
第 7 節 避難収容活動	270
第 8 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	270
第 9 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	270
第10節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	270
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等 に関する活動	270
第12節 公共施設等の応急復旧活動	271
第13節 ライフライン施設の応急復旧	271
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動	271
第15節 二次災害の防止活動	271
第16節 自発的支援の受入れ	274
第17節 災害救助法の適用	274
第18節 文教対策	274
第19節 農林水産関係対策	275
第20節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	275

第4章 震災復旧・復興計画

第 1 節 復旧・復興計画の基本的方向の決定	278
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方	278
第 3 節 計画的復興の進め方	278
第 4 節 被災者の生活再建等の支援	278
第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	278

第4編 航空災害対策編

第1章 航空災害予防計画

第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備	279
第 2 節 活動体制の整備	280
第 3 節 救急・救助及び消火活動体制の整備	280
第 4 節 医療救護体制の整備	280
第 5 節 緊急輸送体制の整備	280
第 6 節 防災訓練の実施	281

第2章 航空災害応急対策計画

第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	282
第 2 節 活動体制の確立	283
第 3 節 広域応援活動	283
第 4 節 捜索、救助、救急及び消火活動	283
第 5 節 医療救護活動	284
第 6 節 交通規制及び警戒区域の設定等	284
第 7 節 関係者等への的確な情報伝達活動	285

第5編 道路災害対策編

第1章 道路災害予防計画

第 1 節 道路交通の安全の為の情報の充実	286
第 2 節 道路施設等の管理と整備	286
第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備	287
第 4 節 活動体制の整備	288
第 5 節 救助・救急及び消火活動体制の整備	288
第 6 節 医療救護体制の整備	289
第 7 節 緊急輸送体制の整備	289
第 8 節 訓練、研修等の実施	289
第 9 節 道路利用者に対する防災知識の普及	289

第2章 道路災害応急対策計画

第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	290
第 2 節 活動体制の確立	291
第 3 節 広範な応援体制の確立	291

第 4 節	交通誘導及び緊急交通路の確保	291
第 5 節	救助・救急及び消火活動	292
第 6 節	医療救護活動	292
第 7 節	道路施設の応急復旧	292
第 8 節	関係者等への的確な情報伝達活動	293

第6編 危険物等災害対策編

第1章 危険物等災害予防計画

第 1 節	危険物等施設の安全性確保	295
第 2 節	情報の収集・連絡体制の整備	297
第 3 節	活動体制の整備	297
第 4 節	消火体制の整備	297
第 5 節	医療救護体制の整備	298
第 6 節	緊急輸送体制の整備	298
第 7 節	避難収容体制の整備	298
第 8 節	防災訓練の実施	298
第 9 節	防災知識の普及	299

第2章 危険物等災害応急対策計画

第 1 節	発災直後の情報の収集	300
第 2 節	活動体制の確立	303
第 3 節	広域応援活動	304
第 4 節	災害の拡大防止活動	304
第 5 節	救助・救急及び消火活動	304
第 6 節	医療救護活動	305
第 7 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	305
第 8 節	危険物等の大量流出に対する応急対策	305
第 9 節	避難収容活動	305
第10節	被災者等への的確な情報伝達活動	306

第7編 林野火災対策編

第1章 林野火災予防計画

第 1 節 林野火災に強いまちづくり	307
第 2 節 災害防止のための気象情報等の充実	308
第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	309
第 4 節 住民の防災活動の促進	311

第2章 林野火災応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立	313
第 2 節 災害情報の収集・連絡	314
第 3 節 広域応援活動	317
第 4 節 消火活動及び救急・救助活動	317
第 5 節 医療救護活動	322
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	322
第 7 節 住民等の避難及び救助対策	322
第 8 節 被災者等への的確な情報伝達活動	323
第 9 節 二次災害の防止活動	323

資料編(参考資料)

高千穂町防災関係機関一覧表	[第1編第3節関係]	p. 1
高千穂町防災会議条例(写)	[第1編第3節関係]	p. 2
高千穂町の自然的要因	[第1編第4節関係]	p. 3
高千穂町の災害の記録	[第1編第4節関係]	p. 5
高千穂町災害対策本部条例(写)	[第2編第2章第6節関係]	p. 9
高千穂町防災行政無線局設置に関する条例(写)	[第2編第2章第13節関係]	p. 10
高千穂町防災行政無線及び光ケーブルネットワーク運営協議会規則(写)	[第2編第2章第13節関係]	p. 11
高千穂町防災行政無線局管理運用規則(写)	[第2編第2章第13節関係]	p. 12

高千穂町内の要配慮者利用施設一覧	[第2編第2章第14節関係]	p. 14
高千穂町指定避難所の設備等	[第2編第3章第9節関係]	p. 15
高千穂町内の建設・建築業者	[第2編第3章第9節関係]	p. 17
ボランティアの受け入れ窓口と体系	[第2編第3章第17節関係]	p. 18
高千穂町内の文化財の状況	[第2編第3章第19節関係]	p. 19
災害弔慰金の支給等に関する条例（町条例写）	[第2編第4章第4節関係]	p. 21
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（町規則写）		p. 24
災害弔慰金関係諸様式類（様式第1号～第16号写）		p. 27
高千穂町災害見舞金支給規程（写）		p. 39
高千穂町内の危険物施設一覧	[第3編第2章第7節関係]	p. 42
高千穂町が締結している災害時応援協定等一覧		p. 43
宮崎県が締結している協定等一覧		p. 44
【参考】宮崎県市町村防災相互応援協定		p. 45
【参考】宮崎県消防相互応援協定書		p. 47

第 1 編

総 則

- 第 1 節 計画の目的及び構成 P 1 ~
- 第 2 節 防災の基本方針 P 3 ~
- 第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は
業務の大綱 P 5 ~
- 第 4 節 高千穂町の地勢、災害要因及び災害記録
P 1 3 ~

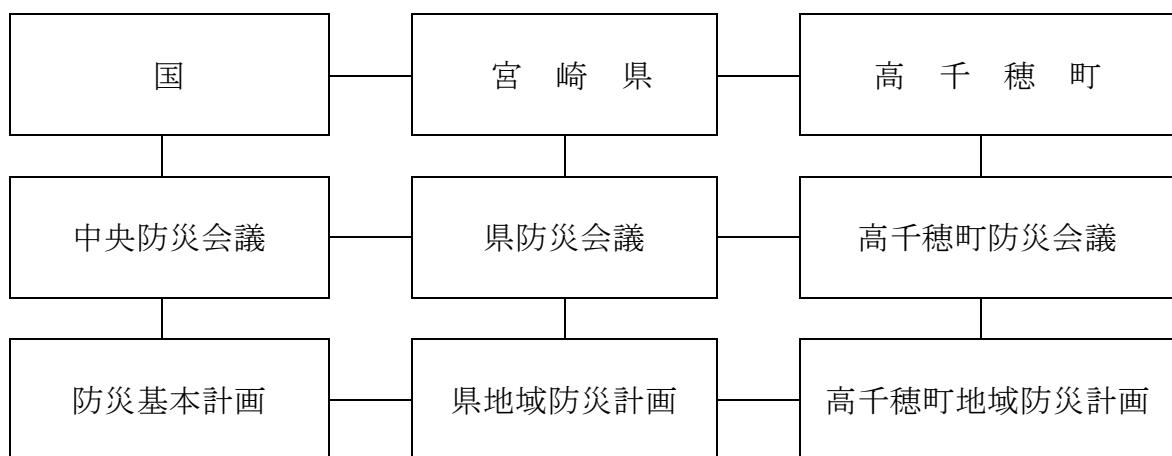
第1節 高千穂町防災計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高千穂町防災会議が作成する計画であって、高千穂町の地域に係る防災に関し、町及び関係機関、住民等が相互に連携を保ち、自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災対策に必要な活動に努めなければならない。

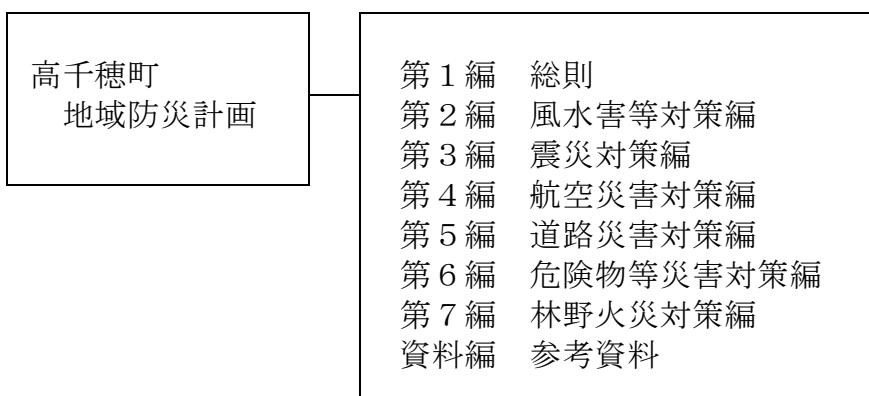
よって、ここに総合的な防災計画を作成し、地域に係る災害予防対策、応急対策、復旧・復興等、諸対策を講ずることにより、地域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【 国、県及び高千穂町の防災会議並びに防災計画の体系 】



2 計画の構成

本計画は、次のとおり現実の災害に即した構成とする。また、資料編として参考資料、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法42条の規定に基づき、国、県の防災方針等や高千穂町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

5 計画の運用・習熟

本計画は、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時において、適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

本町は、自然に恵まれ、その大自然を観光の資源とした観光地を有し、近年は年間150万人程の観光客が訪れる県内でも有数の観光地である。

そのため、季節的に不特定多数の人口増加が見込まれ、災害に備える体制づくりに万全を期さなければならない。自然災害においては、台風や集中的な豪雨時等には大小河川の増水氾濫・土砂災害等による被害が多く、また、地震による土砂崩壊等の災害も懸念される。

その対応策として、従来から様々な防災施設・設備等の整備が各種事業により推進されてきたが、今後さらに災害発生の恐れのある危険区域の指定、防災対策の促進、情報伝達の整備等、総合的防災対策をより一層強化するとともに、災害時における迅速で適切な対応が出来うる組織・体制づくり、危険管理等のシステムづくりをすすめる。

1 風水害

本町には、五ヶ瀬川と大分県側に注ぐ大野川の幹川がある。他の中小河川も急峻な地形から扇状に流れ幹川に合流している。

町内の河川は、1級河川19、準用河川1、普通河川221があり、また、急傾斜地（特別）警戒区域や土砂災害（特別）警戒区域は町内全域に散在しているため、大雨等によるがけ崩れ等の災害は町内全域で発生している。

本町の特徴である山地と急峻な地形の中には、集落が点在していることから、山地の荒廃による落石や、土石流の危険がある。

これらの災害を防止するため、砂防堰堤と流路工の整備や、治水上の影響が大きい地すべり、崖崩れ等、危険度が高い急傾斜地区については、積極的に防止対策事業を推進する。

さらに、今後の開発計画、森林伐採計画等の検討にあたり、治山・河川の防災工事の促進などについて、関係機関・団体等との協議を重ね、地域住民の生命、身体または財産を保護するという認識に立って総合的な防災施策を積極的に推進する必要がある。

また、道路決壊及び橋梁決壊により集落の孤立化も懸念されるため、早急に危険箇所の解消を図るべく、道路防災事業の推進も急務である。災害時に備え、防災行政無線や山崩れ発生予知テレメーターや光ケーブルネットワーク等を整備し、町（災害対策本部）からの地区住民に対する警戒避難体制を強化し、被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

2 火 災

火災については、生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、防火対象物（建築物等）についても耐火構造化しつつはあるものの、住宅密集地では大部分の木造家屋が多く、大火によって大きな損害を受けることも懸念される。さらには、山林火災にも十分な注意が必要である。

火災を未然に防止するためには、消防団をはじめ地域住民の火災予防、予防消防の思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。

なお、また、平成27年4月に西臼杵広域行政事務組合消防本部が発足したことにより消防力が充実強化されたところであるが、今後とも計画的に整備を図り、消防施設及び消防団装備の充実にも努め、消防本部と消防団の連携及び訓練の強化を図り、消防力のさらなる充実を推進する。

3 震災・火山災害

宮崎県内に被害を及ぼした近年の地震のうち、日向灘沖で発生した地震が圧倒的に多く県内各地で被害が記録されている。さらに宮崎県では、最大クラスの地震のシミュレーションを行い、平成25年10月に南海トラフ巨大地震によって生じる本県の被害想定を行っている。

高千穂町においては、平成28年4月に発生した熊本地震で震度5強を計測し、人的被害はなかったものの、落石によって国道等が一時不通となるなど、町民の生活に少なからず影響を与えた。

このように、不意に発生する自然災害に対しての事前の防御は困難であるが、地域の総力をあげた緊急対策が必至である。このため平常時から災害に備え、公共施設をはじめ各種施設の耐震診断等を実施し、関連事業の導入により耐震補強を行うなど、今後の地震防災体制の強化を図ってゆく必要がある。

4 災害時要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、災害時要配慮者である高齢者や身障者、あるいは観光客等への万全の安全対策を講ずる。また、消防団や防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

5 住民及び事業者の基本的責務

住民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

(1) 住民の基本的責務

「自分たちの地域は自分たちで守る」「自らの身の安全は、自ら守る」が防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日頃から自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめ、町、消防団等が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保相互等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払うものとする。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務または業務の大綱

本節は、高千穂町、宮崎県、並びに本町内の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、本町区域に係る防災に関し処理すべき事務または業務を示す。

1 高千穂町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また、災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防】

- 1) 防災会議に係る事務に関すること。
- 2) 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- 3) 防災施設の整備に関すること。
- 4) 防災に係る教育、訓練に関すること。
- 5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- 7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。
- 8) 給水体制の整備に関すること。
- 9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
- 10) 災害危険区域の把握に関すること。
- 11) 各種災害予防事業の推進に関すること。
- 12) 防災知識の普及に関すること。

【災害応急対策】

- 13) 水防・消防等応急対策に関すること。
- 14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- 15) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。
- 16) 災害時における文教、保健衛生に関すること。
- 17) 災害広報に関すること。
- 18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- 19) 復旧資機材の確保に関すること。
- 20) 災害対策要員の確保、動員に関すること。
- 21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- 22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- 23) 地域安全対策に関すること
- 24) 災害廃棄物の処理に関すること。

【災害復旧】

- 25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- 26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること。
- 27) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。
- 28) 義援金品の受領、配分に関すること。

2 西臼杵広域行政事務組合消防本部

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防】

- 1) 消防用施設等の整備に関すること。
- 2) 火災予防に係る教育、訓練に関すること。
- 3) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 4) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- 5) 各種火災予防事業の推進に関すること。
- 6) 危険物施設等に係る予防対策に関すること。
- 7) 応急救護の知識等に係る指導に関すること。

【災害応急対策】

- 8) 消防等応急対に関すること。
- 9) 災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。
- 10) 避難者の誘導に関すること。
- 11) 被災者の救助その他の保護に関すること。
- 12) 復旧資機材の確保に関すること。
- 13) 災害対策要員の確保・動員に関すること。
- 14) 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- 15) 危険物施設等に係る応急対策に関すること。

3 宮崎県（本庁、関係出先機関）

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防】

- 1) 防災会議に係る事務に関すること。
- 2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- 3) 防災施設の整備に関すること。
- 4) 防災に係る教育、訓練に関すること。
- 5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- 7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- 8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること。
- 9) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- 10) 防災知識の普及に関すること。

【災害応急対策】

- 11) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。
- 12) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- 13) 被災児童生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- 14) 災害救助法の適用に関すること。
- 15) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。

- 16) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
- 17) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。
- 18) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- 19) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- 20) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- 21) 地域安全対策に関すること。
- 22) 災害廃棄物の処理に関すること。
- 23) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- 24) 物価安定に関すること。
- 25) 義援金品の受領、配分に関すること。
- 26) 災害復旧資材の確保に関すること。
- 27) 災害融資等に関すること。

4 宮崎県警察本部（高千穂警察署）

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防】

- 1) 災害警備実施計画に関すること
- 2) 通信確保に関すること。
- 3) 関係機関との連絡協調に関すること。
- 4) 災害装備資機材の整備に関すること。
- 5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- 6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- 7) 防災知識の普及に関すること。

【災害応急対策】

- 8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 9) 被害実態の把握に関すること。
- 10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
- 11) 行方不明者の調査に関すること。
- 12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。
- 13) 不法事案等の予防及び取締に関すること。
- 14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。
- 15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。
- 16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- 17) 広報活動に関すること。
- 18) 遺体の調査・検視に関すること。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
九州森林管理局 (宮崎北部森林 管理署)	<p>【災害予防】</p> <p>1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること。</p> <p>2) 林野火災予防体制の整備に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>3) 林野火災対策の実施に関すること。</p> <p>4) 災害対策資機材の供給に関すること。</p> <p>【災害復旧】</p> <p>5) 復旧対策資機材の供給に関すること。</p>
九州農政局 (九州農政局 宮崎県拠点)	<p>【災害予防】</p> <p>1) 米穀の備蓄に関すること。</p> <p>2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。</p> <p>3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>4) 農業関係被害の調査・報告に関すること。</p> <p>5) 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関するこ と。</p> <p>6) 応急用食料の調達・供給に関すること。</p> <p>7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること。</p> <p>【災害復旧】</p> <p>8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関するこ と。</p> <p>9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること。</p> <p>10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること。</p> <p>11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること。</p> <p>12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。</p> <p>13) 技術者の緊急派遣等に関すること。</p>
宮崎地方気象台	<p>【災害予防】</p> <p>1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発 表に関すること。</p> <p>2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震 動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達 及び解説に関すること。</p> <p>3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ と。</p> <p>4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助 けに関すること。</p> <p>5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関するこ と。</p>

九州地方整備局 (延岡河川国道 事務所)	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 2) 直轄河川の水防に関すること。 3) 直轄国道の維持・回復に関すること。 4) その他、所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</p>
----------------------------	--

6 自衛隊

処理すべき事務または業務の大綱
<p>【災害予防】</p> <p>1) 災害派遣計画の作成に関すること。 2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。</p>
<p>【災害応急対策】</p> <p>3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること。</p>

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社	<p>【災害応急対策】</p> <p>1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 3) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 4) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。 5) 覚書に基づく道路情報把握への協力に関すること。</p>
西日本電信電話 株式会社	<p>【災害予防】</p> <p>1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>3) 気象警報の伝達に関すること。 4) 災害時における重要通信に関すること。 5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。</p>
日本赤十字社 宮崎県支部	<p>【災害予防】</p> <p>1) 災害救援体制の整備に関すること。 2) 災害救援物資等の備蓄に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。</p>

九州電力送配電(株) 延岡配電事業所	<p>【災害予防】</p> <p>1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2) 災害時における電力の供給確保に関すること。</p> <p>【災害復旧】</p> <p>3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
日本放送協会 宮崎放送局	<p>【災害予防】</p> <p>1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関するこ と。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関するこ と。</p> <p>【災害復旧】</p> <p>3) 社会事業等による義援金の募集に関するこ と。</p>
民間放送各社	<p>【災害復旧】</p> <p>1) 防災知識の普及と警報等の周知に関するこ と。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2) 災害情報及び災害対策等の周知に関するこ と。</p>
西臼杵郡医師会	<p>【災害応急対策】</p> <p>1) 災害時における医療救護・助産の活動に関するこ と。</p> <p>2) 負傷者に対する医療活動に関するこ と。</p>
宮崎県 トラック協会	<p>【災害応急対策】</p> <p>1) 災害時における救助物資等の貨物自動車による輸送の確保 に関するこ と。</p>
宮崎交通 延岡営業所	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関するこ と。</p> <p>2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院 利用者の臨時応急輸送に関するこ と。</p>
宮崎県 L P ガス協会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) ガス供給施設の整備と管理に関するこ と。</p> <p>2) 災害時におけるガス供給の確保に関するこ と。</p>

6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
消防団	<p>【災害予防】</p> <p>1) 団員能力の維持・向上に関すること。</p> <p>2) 町及び区・集落の行う防災対策への協力に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>3) 災害の情報の収集・伝達に関すること。</p> <p>4) 消防活動に関すること。</p> <p>5) 救急・救助活動に関すること。</p> <p>6) 避難活動に関すること。</p> <p>7) 行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>8) その他、災害応急対策に関すること。</p>
高千穂地区農業協同組合	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</p> <p>2) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。</p> <p>3) 農作物災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>4) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。</p> <p>5) 燃料の確保に関すること。</p>
西臼杵森林組合	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</p> <p>2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。</p> <p>3) 救助活動等における重機、車両等の協力に関すること。</p> <p>4) 風倒木、被害木、漂流木の処理に関すること。</p>
高千穂町商工会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。</p> <p>2) 被災会員に対する融資または融資の斡旋に関すること。</p> <p>3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。</p>
高千穂町社会福祉協議会	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 要配慮者対策に関すること。</p> <p>2) 町及び集落等が行う防災対策への協力に関すること。</p> <p>3) 要配慮者の災害応急対策に関すること。</p> <p>4) 災害ボランティアセンターに関すること。</p>
高千穂町国民健康保険病院	<p>【災害予防】</p> <p>1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の実施に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。</p> <p>3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。</p> <p>4) 災害時における被災負傷者の治療に関すること。</p>

町立小・中学校 保育園等	<p>【災害予防】</p> <p>1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2) 災害時における園児・児童生徒の保護及び誘導に関するこ と。</p> <p>3) 町が実施する災害応急対策への協力に関するこ と。</p>
社会福祉施設管理 者及び経営者	<p>【災害予防】</p> <p>1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関するこ と。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関するこ と。</p> <p>3) 町が実施する災害応急対策への協力に関するこ と。</p>
水道施設管理者	<p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1) 水道施設の整備と防災管理に関するこ と。</p> <p>2) 災害時における水の確保に関するこ と。</p> <p>3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関するこ と。</p>
その他公共的団体 及び防災上重要な 施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に 関すること。

第4節 高千穂町の地勢と災害要因、災害記録

本節では、高千穂町の地形、地質、また降雨量など自然的要因、人口・産業など社会的要因にふれ、更に台風や集中豪雨等本町の特徴的な災害履歴と災害特性を示した。

1 位置

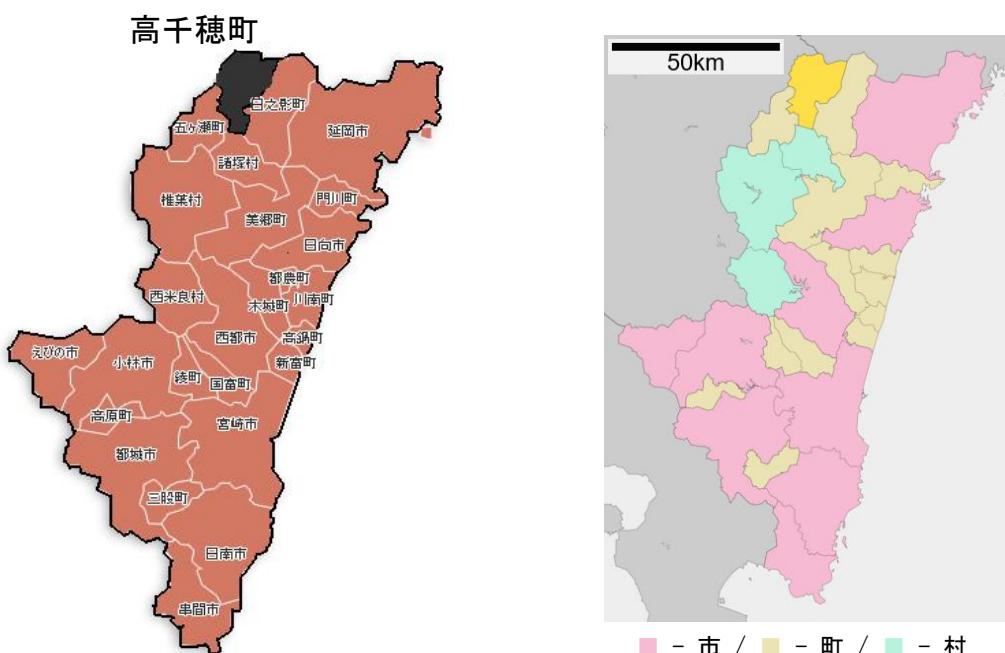
高千穂町は、九州のほぼ中央部、宮崎県の最西北端に位置し、周囲は北東部が大分県豊後大野市、北部が同竹田市、北西部が熊本県高森町と山都町、西部から南東部にかけては、宮崎県五ヶ瀬町から諸塙村、日之影町の順に1市5町1村に接し、町の中心部は、東経131度18分、北緯32度42分にあり、町役場庁舎は標高329.52mの位置にある。

町の総面積は、東西約18km、南北約22kmで、 237.54 km^2 である。

地形は、町のほぼ中心部を九州山脈に源を発した五ヶ瀬川が、北西から南東にかけて貫通し、延岡市から日向灘へとそいでいるが、途中、本町内には名勝天然記念物高千穂峡が、神秘的かつ雄大に大自然を創出している。

岩戸川、上野川、河内川などの大小河川は、いずれも深い渓谷をなし、盆地を形成している。

中央部の三田井地区から祖母傾国定公園の主峰、祖母山（1,757m）の麓まで、集落と農用地が、標高300mから800mの間の傾斜地に、帯状に点在しているが、高低差や起伏の激しい地形も多く、地形の一体化がはばまれて、道路網の整備など行政投資も多額で、豪雨等の災害にも軟弱で、急傾斜地特有の災害発生の状況にある。



2 自然的要因

(1) 高千穂町の地質は、おおむね秩父古成層からなり、一部は阿蘇火山から流出した溶岩に覆われ、その象徴的な地質としては、高千穂峡の柱状節理などにも見られる。

土地は肥沃で植物の生育に適し、農作物は実り豊かで、森林の緑も色濃く、良質材を生産する。部分的ではあるが、火成岩が所々に噴出している。すなわち花岡岩を中心にして、その周辺に石英斑岩、石英安山岩、祖母火山岩類もある。

(2) 気 候

本町は、九州のほぼ中央部に位置し、周辺は北部に標高1,757mの祖母山を主峰する障子岳、本谷山等1,000m以上の祖母傾国定公園山系が連なり、西部には九州山脈が重畳とし、西北に阿蘇の外輪など地形的にも九州山地の中で、山麗の高原地帯から盆地まで変化にとみ、寒暖の差が大きい気象条件を伴っている。

従って、季節の変化も顕著で、冬季の寒気は同じ町内でありながら、標高差で気温、積雪の量など異なり、農作物も高冷地野菜、花き類等高冷地から平地の栽培まで、気象を効率的に活用して生産をあげている。

3 社会的要因

(1) 人 口

本町の人口は、昭和30年の国勢調査29,996人をピークに年々減少し、平成27年の国調では12,755人、令和元年10月1日現在、住民基本台帳人口は12,181人となっている。特に高齢化が進行しており、65歳以上の人口は現在5,015人で全人口の41.2%を占めている。

人口減少の要因は、若年層の町外転出や、出生率の低下などのほか、官公署や民間企業の規模縮小、閉鎖などが挙げられる。

また、世帯数は平成12年に5,300世帯、平成27年に4,678世帯と人口減少に伴い世帯数も減少していたが、核家族化が進んだことで世帯数が増加し、令和元年10月現在5,022世帯となっている。

このような過疎化・高齢化の進む状況の中、核家族化に伴う災害時要配慮者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家族、消防団の出動人員の低下等が見込まれ、災害を大きくする要因が懸念される。

(2) 交 通

国道218号・国道325号の2路線が本町内を通過、または起点とする重要幹線であり、本町の大動脈と言える。

県道の整備についても銳意改良が進められているが、主要地方道として整備促進を図っている県道は、町中心部から岩戸を経由して、上岩戸から大分県豊後大野市へ至る、「緒方～高千穂線」、大分県竹田市から五ヶ所、河内を経て五ヶ瀬町赤谷を結ぶ「竹田～五ヶ瀬線」、諸塙村から向山、秋元を経て国道218号に結ぶ「諸

塚～高千穂線」の3路線である。地元関係整備促進期成会等とともにこれら地方主要道と一般県道の整備促進を図っている。

また、町道・農林道の舗装率は高いものの、山間部という悪条件もあり幅員狭小路線が多く、有事の際の移送路や避難路として利用するには整備が必要な路線が多い。

鉄道や空路がない本町にとって、住民生活に密接な道路は、安全対策を含めた改良工事、道路排水の処理、安全施設等の設置などの整備が必要であり、災害時にも避難及び応急物資の搬送・搬入等緊急輸送路としての活用を果たせるよう整備を図らなければならない。

4 災害の記録

高千穂町の災害には、台風・大雨・洪水・火災等があり、被害記録として主なものは資料編に掲載している。